

空中給油機K C - 1 3 0の鹿屋基地に
おけるローテーション展開に関する

協 定 書

九州防衛局 ・ 鹿屋市

空中給油機KC-130の鹿屋基地におけるローテーション展開に関する協定

空中給油機KC-130の鹿屋基地におけるローテーション展開に関し、九州防衛局長と鹿屋市長との間で、下記のとおり協定する。

記

1 鹿屋基地の位置付け

空中給油機KC-130の鹿屋基地におけるローテーション展開については、日米地位協定第2条第4項（b）に基づく施設及び区域として、訓練を実施する。

2 訓練内容等

国は、鹿屋基地におけるローテーション展開については、「離着陸訓練」、「地上給油訓練」、「荷下訓練」以外に、追加の訓練や部隊の移駐などについて、日米間で協議は行っておらず、訓練の拡大や米軍基地化は考えていない。

また、国は、地元要望を踏まえ、訓練日数の縮減及び訓練時間の短縮について、米側に申し入れるなど努力する。

3 騒音対策

国は、鹿屋基地におけるローテーション展開に伴う騒音について、地元要望を踏まえ、早期に自動騒音測定装置を増設し、騒音状況の把握に努めるとともに、地上騒音を含むローテーション展開後の騒音の状況の変化を踏まえた上で、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）（以下「環境整備法」という。）等に基づき、各種施策を講ずる。

4 安全対策

国は、事件及び事故が発生した場合に対処するため、鹿屋市を含む関係機関との間で連絡体制を構築するとともに、国の責任において適切に対処する。

5 情報提供

国は、鹿屋市に対して、騒音対策・安全対策等、鹿屋市からの要望に係る実施状況及びローテーション展開に係る情報について適宜提供する。

6 地域振興策

国は、鹿屋市からの具体的な要望を踏まえ、環境整備法等、既存の枠組みを活用し、地域振興に最大限の協力を行う。

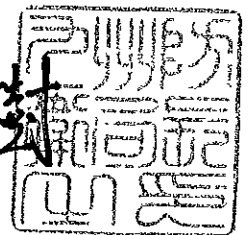
附 則

- 1 本協定の内容を見直す必要が生じた場合には、当事者間で協議するものとする。
- 2 本協定の趣旨を尊重し、かつ誠意を持って履行するものとし、その証として本書2通を作成し、当事者署名捺印の上、各1通を保有する。

平成28年2月2日

九州防衛局長

川 鳩 貴 樹



鹿 屋 市 長

中 西 茂

